

税關様式 C 第 5500 号

## 通 関 相 談 書 (個人通關用)

## 長殿

(住所)

(氏名)

輸入（納税）申告に当たり、下記貨物の□税番、税率、□申告価格の計算方法について相談します。

(相談事項をチェックして下さい。)

輸入しようとする貨物の種類、材質毎に各欄に記入して下さい。

仕入書（インボイス）、B/L（Air Waybill）及び購入価格等が明らかになる書類と一緒に提示して下さい。

番号	品名	貨物の性質・成分・性状・機能・用途等	数量	価格	税関記入欄		備考
					税番	税率	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

- あなたが輸入される貨物のうち\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_法に基づく許可・承認等を必要としますので、\_\_\_\_\_に照会して下さい。
  - あなたが輸入される貨物の申告価格の合計が、20万円以下となりますので、関税定率法第3条の3の規定に基づき少額貨物簡易税率の適用可能です。適用を希望する場合は、税関に申し出てください。
  - あなたが輸入される貨物のうち\_\_\_\_\_は申告価格が20万円を超えますので、全ての貨物の輸入手続きは、一般的の輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）を使用してください。

申告価格は次のように計算します。

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は、[□CIF価格・□C&F価格・□FOB価格]です。(申告書裏面(注)参照)

輸入申告書に記載する申告書価格は、CIF 価格とされています。したがって、上記表の 1 の貨物の申告価格は、

- 【輸入貨物が1品目又は輸入貨物が複数品目であるが、それぞれに運賃、保険料が明確な場合】

1つの貨物の価格 貨物運送料 貨物保険料 為替換算レート ※運賃特例 申告価格  
 [  ×  ] +  +  ] ×  ×  =   
 (円位未満切り捨て)

- 【輸入貨物が複数品目あり、運賃及び保険料がまとめて支払われている場合】

$$[ \underbrace{ \quad \times \quad }_{\textcircled{1}} + \quad + \quad ] \times \quad = \quad \dots \textcircled{2}$$

$$\text{按分係數} = ② \boxed{\phantom{000}} \div ① \boxed{\phantom{000}} = \boxed{\phantom{000}} \text{ (小數點以下第 3 位四捨五入)}$$

1 つの貨物の価格 × 按分係数 = 申告価格  
1 つの貨物の申告価格 =  ×  ×  =  (円位未満切り捨て)  
となります。他の貨物についても同様に計算して下さい。

となります。他の貨物についても同様に計算して下さい。

※「運賃特例」とは、関税法定率法第4条の6第1項（航空運送貨物に係る課税評価の決定の特例）の規定に基づき、航空機による運賃保険料に基づいて計算した課税価格が、①20万円以下の無償見本、②20円万以下の別送品、③10万円以下の個人的寄贈品などに適用されます。